

埼玉県労働団体等社会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、健全な労働運動を助長し、近代的・合理的な労使関係の確立を図るとともに、勤労者の経済的・社会的地位の向上に資することを目的として、労働団体等（労働組合連合団体又は勤労者の団体で、知事が適当と認めたものをいう。以下同じ。）が行う社会事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び経費)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、労働団体等が実施する社会事業のうち、前条の趣旨に照らして、知事が適当と認めた事業とし、補助対象経費は、当該事業に要する経費のうち知事が必要と認めるものとする。

(補助額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に対して、予算の範囲内において知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、当該補助対象事業を開始しようとする日の20日前とする。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

(交付決定通知書の様式等)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 前項の交付決定通知書の交付を受けた労働団体等は、様式第3号の補助金請求書をすみやかに知事に提出しなければならない。なお、知

事は補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則5条の規定による補助金交付決定額を概算払いにより交付することができるものとする。

(実績報告書の様式等)

第6条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、補助対象事業の完了後30日以内に提出しなければならない。

(額の確定通知書の様式)

第7条 規則第14条に係る通知の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた労働団体等は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

埼玉県労働団体等社会事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
名称
代表者氏名

下記により、労働団体等社会事業等補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的、内容及び計画
- 3 事業に要する経費
- 4 補助金申請額 金 円

備考

- 1 「2 事業の目的、内容及び計画」には、事業実施年月日、実施場所、参加者の範囲、参加予定人員等の事業遂行に関する計画及び事業効果を記入すること。
- 2 「3 事業に要する経費」には、事業の経費の配分、経費の使用方法、経費の負担者、負担額、負担方法等について、別紙を参考に記入すること。

様式第1号

別紙

〇〇〇〇事業に要する経費予算書

区 分 科 目	予算額 (円)	摘 要
(収 入)		(経費の負担者、負担額、負担方法等を記入すること。)
合 計		
(支 出)		(経費の具体的な使用方法等を記入すること。)
合 計		

様式第2号

埼玉県労働団体等社会事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請の労働団体等社会事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更し、またはその内容を変更しようとする場合は、軽微なものを除いて、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、または廃止しようとする場合は、あらかじめ書面をもって知事の承認を受けること。
- (3) 上記以外については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年3月30日埼玉県規則第15号）及び埼玉県労働団体等社会事業補助金交付要綱によるものとする。

様式第3号

埼玉県労働団体等社会事業補助金請求書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定された労働団体等社会事業補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 補助金の振替口座

口座名義人		
金融機関		銀行 支店
口座	普通・当座	口座番号

様式第4号

埼玉県労働団体等社会事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で、補助金の交付決定通知を受けた事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 事業の実施期間
- 4 事業の成果
- 5 事業に要した経費の精算に関する事項

備考

- 1 「4 事業の成果」には、交付申請書の様式第1号の「2 事業の目的、内容及び計画」に記載した順に記入すること。
- 2 「5 事業に要した経費の精算に関する事項」には、様式第1号の「3 事業に要する経費」の記載方法に従って記入すること。

様式第5号

埼玉県労働団体等社会事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事
(公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定した労働団体等社会事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により次のとおり確定したので通知します。

確定金額 金 円

(交付金額 金 円)